

# 「令和8年度消費者教育コーディネーター育成講座業務委託」 仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「令和8年度消費者教育コーディネーター育成講座業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び業務を委託に付す場合に適用される主要事項を示すものである。この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は受託者決定後、協議の上、県が作成する。

## 2 業務の目的

消費生活と消費者教育に関する知識と識見を有し、動画及び対面による講座を実施する技術やノウハウを有している法人に業務を委託することにより、地域等において消費者教育コーディネーター\*の役割を担うことができ、講師として対応できる人材を育成し、もって県の消費者教育を推進することを目的とする。

### ※消費者教育コーディネーター

地域の消費者問題に精通し、啓発活動等に取り組む者で、市町村・学校・消費者団体・事業者・事業者団体・大学等消費者教育を担う多様な主体が連携・協働して効果的な消費者教育を行えるよう、間に立って調整する役割を担う者

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

## 4 委託業務の内容

本委託業務は「令和8年度消費者教育コーディネーター育成講座」の実施及びそれに付随する業務とする。

### （1）対象者

本講座の主な対象者は県内に居住する次の者である。

消費者行政を担う多様な関係者や場をつなぐために、間に立って調整する役割を担うことができるもの。

例えば、消費生活相談員、長く教員として活躍していた学校現場の事情に詳しい元教員、消費者団体やNPOの一員として活動する者、社会教育に関する専門的・技術的な助言・指導に当たる社会教育主事、元企業人など。

### （2）受講者の募集等

ア 受託者は、広報用チラシを作成して受講者募集の広報を行うとともに募集に関する問い合わせに対応する。なお、広報用チラシの記載内容等の詳細は県と協議して決定する。

イ 受講申込受付は、県が「ちば電子申請サービス」内に受付ページを作成

して行う。受講者数は200名程度とし、申込多数の場合は県が抽選を行う。また、対面講座の受講者は、オンライン講座を受講する受講者のうち、対面講座を希望する40名程度とし、申込多数の場合は県が抽選を行う。募集期間終了後、県が受講者リスト（抽選結果）を受託者に通知し、受託者は、受講決定通知(抽選結果通知)を申込者に電子メールで送信する。

ウ 講座受講料は無料とする。

### (3) 講義動画の制作

ア 受託者は以下の内容を含む講義動画を制作する。消費者問題に関する基本的な知識と、地域等において効果的な消費者教育をコーディネートするために必要な知識を習得できるものとする。

(ア) 消費生活に関する知識

- ・消費者政策の状況
- ・最近の消費生活相談と関連する法令  
(民法、消費者契約法、特定商取引法、電子消費者契約法等)
- ・決済方法の基礎知識
- ・製品の安全と表示

(イ) 消費者教育に関する知識

- ・消費者教育の意義と消費者市民社会
- ・消費者団体等の活動事例
- ・消費者啓発講座の実施手法と啓発教材

イ 講師は、各講義内容についての専門的知識を有する消費生活相談員や弁護士、大学教員等から選定すること。また、本業務を遂行する上で必要な講師等との連絡調整（配付資料を含めた著作権及び肖像権等の許諾に関する事務等を含む）は、全て受託者が行うものとする。

ウ 講義動画は、資料の映像と講師の音声・映像で構成されるものとし、「千葉県公式セミナーチャンネル (YouTube)」に掲載可能で映像・音声ともに問題なく視聴可能なものとする。

エ 全ての講義動画の合計は11時間程度とする。データ量は、講義動画1本当たりのデータ量は1ギガバイト未満（1分当たり10メガバイト未満）とし、県が「千葉県公式セミナーチャンネル (YouTube)」に掲載する際に、必要に応じて講義動画データの結合やデータ量の圧縮等を行う場合がある。

オ 県は受託者が制作した講義動画を「千葉県公式セミナーチャンネル (YouTube)」に掲載し、受講者に限定して公開する。受託者は、県が受託者に通知する講義動画 URL 等を受講者に電子メールで通知する。

カ 講義動画の公開期間は、令和8年12月頃に2ヶ月間程度を予定している。

#### (4) 対面講座の実施

ア 受託者は以下の内容を含む対面講座を実施する。地域等において効率的な消費者教育をコーディネートするために必要な知識及び外部講師を担うために必要な技術を習得できるものとする。

消費者教育に関する知識

- ・消費者教育コーディネーターに求められる役割
- ・若者や高齢者等の消費者被害の未然防止
- ・消費者啓発講座の実施手法と啓発教材

イ 講師は、各講義内容についての専門的知識を有する消費生活相談員や弁護士、大学教員等から選定すること。また、本業務を遂行する上で必要な講師等との連絡調整（配付資料を含めた著作権及び肖像権等の許諾に関する事務等を含む）は、全て受託者が行うものとする。

ウ 対面講座の会場について、受託者は県と日程調整を行い、千葉県消費者センター内の研修ホールを使用して講座を行うものとする。

#### (4) 配付資料の制作・配布

受託者は、各講義の配付資料を作成し、講義動画の公開開始前に各受講者に配布する。

#### (5) 受講修了証の作成・郵送

受託者は、アンケートの回答等によって受講修了者を確認するとともに受講修了証を作成し、県が別途用意する啓発用物資（パンフレット等を予定）と併せて受講修了者に郵送する。

#### (6) 県及び受講者等との連絡体制

受託者は、委託業務期間中、適宜県に進捗を報告し、県が必要な修正等を指示した場合には、速やかに対応すること。また、必要に応じて受講者等に連絡を行うとともに、受講者等からの問い合わせに適宜対応すること。

### 5 納品物

- (1) 広報用チラシ（印刷物(A4判)、電子データ(PDF)）
- (2) 講義動画データ(MP4形式でUSBまたはDVD-Rに保存)
- (3) 配付資料（印刷物、電子データ(PDF)）
- (4) 受講修了証(印刷物)
- (5) 業務完了報告書(印刷物)

### 6 納品場所

- (1) 広報用チラシ  
千葉県消費者センター及び各送付先
- (2) 講義動画データ

千葉県消費者センター

- (3) 配付資料  
千葉県消費者センター及び各受講者宅
- (4) 受講修了証  
各受講修了者宅
- (5) 業務完了報告書  
千葉県消費者センター

## 7 納入期限

- (1) 広報用チラシ、講義動画データ、配付資料、受講修了証については別途県と協議して決定する。
- (2) 業務完了報告書 令和9年3月15日(月)

## 8 その他

- (1) 本業務の成果物の著作権及び著作隣接権は県に帰属する。受託者及び業務従事者等は著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本業務の成果物は、第三者の著作権、著作隣接権、肖像権等の諸権利を侵害しないものとする。なお、本業務の遂行にあたり必要となる権利関係の確認や使用許諾契約等に関わる全ての手続きは受託者が行うものとし、費用は委託費に含まれるものとする。
- (3) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合又は記載されていない事項については、県と協議すること。